

議案第 86 号

石岡市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項の規定により，下記のとおり石岡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて，同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定する郵便局の名称

園部郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 戸籍の謄本又は抄本（当該戸籍に記載されている者に対するものに限る。以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 納税証明書（所得証明書，課税証明書及び非課税証明書）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 住民票の写し（自己又は自己と同一の世帯に属する者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写しの引渡しに関する事務
- (4) 戸籍の附票の写し（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 印鑑登録証明書（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するも

のに限る。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

3 取扱期間

令和8年1月15日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに、石岡市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

令和7年8月26日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司